

1. 件名:東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における核燃料物質の使用許可と実用発電用原子炉の設置許可等との相違に係る面談

2. 日時:令和5年7月6日(木) 10時00分~11時10分

3. 場所:原子力規制庁10階会議卓 ※対面及びTV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門

川辺管理官補佐、立元管理官補佐、矢野安全審査官、堀安全審査専門職

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保守管理グループ 電気・計装チームリーダー 他4名

5. 要旨

(1)東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力 HD」という。)より、提出資料に基づき、以下のとおり説明があった。

○柏崎刈羽原子力発電所の核燃料物質使用許可書(以下「使用許可」という。)の図面が、実用発電用原子炉設置許可書等や現場と相違していることを確認した。

○確認された相違については、いずれも使用許可の添付図面であり、使用許可本文には変更はないと考えている。また、確認された相違による使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則(以下「使用許可基準規則」という。)及び同解釈への適合性に対しては、影響はないと考えている。

○以上を踏まえ、使用許可の変更手続の要否について相談をしたい。

○なお、本件については、不適合として、原因を特定し、対策を講じていく予定である。

(2)原子力規制庁から、説明内容について質問するとともに、以下の内容を伝達した。

○使用許可の図面と相違が確認された箇所について、使用許可図面と同じ図面を用いるなど、相違を分かりやすく示すこと。

○相違に係る使用許可基準規則及び同解釈への適合性のうち、貯蔵施設について、貯蔵に必要な容量と実際の現場の容量を定量的に示し、十分な貯蔵能力を有していることを示すこと。

○使用許可の変更手続の要否については、検討した後、後日回答する。

○対策について、関係部署に連絡する旨を標識に追記するだけでなく、連絡を受

けた部署の対応についても、どのように整備するか等、網羅的に説明すること。

(3)東京電力 HD から、了解した旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・原子力規制検査「非該当使用施設」の準備における核燃料物質使用許可書の添付図面と現場扉の位置の相違について